



金沢市公報

号外第12号の5

平成19年(2007年)3月30日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

◎ 目 次	ページ		ページ
●規則			(美術工芸大学) 14
○金沢市財務規制の一部を改正する規則(財政課)	1	○金沢美術工芸大学大学院学則の一部を改正する規則	() 15
○金沢市契約規則の一部を改正する規則(監理課)	5	○金沢市における企業立地及び中小企業構造の高度化の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則(商業振興課)	15
○金沢市公舎貸与規則の一部を改正する規則(総務課)	5	○金沢市中央卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則(中央卸売市場)	16
○金沢市税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則(税務課)	6		
○金沢美術工芸大学学則の一部を改正する規則			

規 則

金沢市財務規制の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第31号

金沢市財務規制の一部を改正する規則

金沢市財務規則(昭和39年規則第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「金沢市収入役補助組織及び分掌事務規則」を「金沢市会計管理者補助組織及び分掌事務規則」に改める。

第2条の2第1項及び第2項並びに第2条の3第5項中「収入役」を「会計管理者」に改める。

第2条の4中「吏員その他の」を削る。

第2条の5(見出しを含む)中「収入役」を「会計管理者」に改める。

第6条第2項中「助役」を「副市長」に改める。

第9条、第15条第2項、第16条第3項、第17条第2項及び第19条第3項中「収入役」を「会計管理者」に改める。

第20条の2の見出し中「収入役」を「会計管理者」に改め、同条中「助役」を「副市長」に、「収入役」を「会計管理者」に改める。

第23条第3項中「収入役」を「会計管理者」に改める。

第27条中「収入役」を「会計管理者」に改める。

第29条第3項、第30条第3項、第40条、第41条、第48条の2第1項第3号及び第2項、第52条第1項及び第4項並びに第56条第1項中「収入役」を「会計管理者」に改める。

第57条第1項第2号中「及び金沢駅北土地区画整理事業に係る換地、仮換地の指定、保留地又は付換地の証明に係るもの」を削る。

第58条、第61条、第62条第1項、第66条第1項及び第67条から第69条の2までの規定中「収入役」を「会計管理者」に改める。

第72条第2項第1号中「事務吏員。」を「職員(課長を補佐する職務にある職員が2人以上ある課にあっては、予算を担当する職員)。」に、「当該事務吏員」を「当該職員」に改める。

第75条第1項、第76条、第79条第5項、第80条第2項、第82条、第83条第2項、第84条、第85条第2項、第86条第1項、第87条、第88条第1項、第89条第3項及び第4項、第91条、第92条第1項、第93条第1項及び第2項、第94条第1項、第97条、第98条、第99条第1項、第101条、第103条、第106条、第107条、第115条、第117条から第119

条まで、第122条、第122条の2、第124条、第165条から第166条まで、第168条、第170条、第176条、第177条、第179条、第180条第2項、第181条第2項、第182条並びに第184条から第186条までの規定中「収入役」を「会計管理者」に改める。

第200条中「登記済書」を「登記済書、登記完了証及び登記事項証明書」に改める。

第208条中「第169条の4第2項」を「第169条の7第2項」に改める。

第223条中「農林基盤整備課長」を「森林再生課長」に改める。

第232条（見出しを含む。）、第234条第4号、第241条、第243条第1項及び第2項、第244条第2項、第245条第1項第11号、第246条第3項、第248条第1項、第250条第1項及び第4項、第251条第1項及び第2項、第252条から第254条まで、第257条、第278条第2項、第282条第2項、第287条第2項、第288条及び第293条第2項並びに第294条中「収入役」を「会計管理者」に改める。

附則第8項中「農林基盤整備課長」を「森林再生課長」に改める。

附則第9項中「登記済書」を「登記済書又は登記完了証及び登記事項証明書」に、「市営住宅課長」を「住宅政策課長」に改める。

附則第10項中「市営住宅課長」を「住宅政策課長」に改める。

附則第12項の表中「金沢市収入役」を「金沢市会計管理者」に改める。

別表第1甲表中 「交通政策課 交通政策課長」 を 「歩ける環境推進課 歩ける環境推進課長」 に、

農林総務課	農林総務課長	ア 金沢湯涌みどりの里農産物加工交流センターの使用料の収入に関する事務 イ 競馬場における競馬事業に係る歳入の収入に関する事務、勝馬投票券の払戻金、返還金、発売事故補填金、払戻事故補填金及び返還金事故補填金の支払事務並びに現金の保管に関する事務	所属職員	を
農林基盤整備課	農林基盤整備課長	ア 農村下水道事業に係る歳入の収入に関する事務 イ 法定外公共物の使用料の収入に関する事務	所属職員	

農業総務課	農業総務課長	ア 金沢湯涌みどりの里農産物加工交流センターの使用料の収入に関する事務 イ 競馬場における競馬事業に係る歳入の収入に関する事務、勝馬投票券の払戻金、返還金、発売事故補填金、払戻事故補填金及び返還金事故補填金の支払事務並びに現金の保管に関する事務 ウ 農村下水道事業に係る歳入の収入に関する事務	所属職員	に、
-------	--------	--	------	----

「保険年金課 保険年金課長」 を 「健康保険課 健康保険課長」 に、

都市計画課	都市計画課長	ア 都市計画街路境界証明手数料及び都市計画基本図の写しの交付に係る実費の収入に関する事務 イ 金沢駅周辺整備の土地区画整理事業に係る歳入の収入に関する事務 ウ 屋外広告物許可等手数料及び講習手数料の収入に関する事務	所属職員
-------	--------	---	------

を

都市計画課	都市計画課長	ア 都市計画街路境界証明手数料及び都市計画基本図の写しの交付に係る実費の収入に関する事務 イ 金沢駅周辺整備の土地区画整理事業に係る歳入の収入に関する事務	所属職員
景観政策課	景観政策課長	屋外広告物許可等手数料及び講習手数料の収入に関する事務	所属職員

に

改める。

別表第4中「企画課長」を「企画調整課長」に、「農林総務課長」を「農業総務課長」に、「収入役」を「会計管理者」に改める。

様式第1号の3中「収入役」を「会計管理者」に改める。

様式第2号中「助役」を「副市長」に改める。

様式第5号中「助役」を「副市長」に、「収入役」を「会計管理者」に改める。

様式第7号の2中「収入役」を「会計管理者」に改める。

様式第20号第2葉、様式第21号その1第2葉～第4葉及びその2第3葉～第8葉、様式第22号その1第3葉～第8葉及びその3、様式第23号第2葉～第4葉（第2葉～第7葉）並びに様式第24号その1及びその3中「金沢市収入役」を「金沢市会計管理者」に改める。

様式第24号の2その1第3葉中「金沢市収入役」を「金沢市会計管理者」に改め、同様式その2中「金沢市収入役」を「金沢市会計管理者」に改め、同その2の備考第2項中「収入役」を「会計管理者」に改め、同様式その3中「金沢市収入役」を「金沢市会計管理者」に改め、同その3の備考第2項中「収入役」を「会計管理者」に改め、同様式その4中「金沢市収入役」を「金沢市会計管理者」に改め、同その4の備考第2項中「収入役」を「会計管理者」に改め、同様式その5第3葉及びその6第2葉中「金沢市収入役」を「金沢市会計管理者」に改める。

様式第27号中「金沢市収入役」を「金沢市会計管理者」に改め、同様式の備考中「収入役」を「会計管理者」に改める。

様式第29号第4葉及び様式第30号第4葉中「金沢市収入役」を「金沢市会計管理者」に改める。

様式第33号（表）中「金沢市収入役」を「金沢市会計管理者」に改め、同様式（裏）中「おける公定歩合」を「おける日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率」に、「当該公定歩合」を「当該商業手形の基準割引率」に改め、同様式の備考第2項中「収入役」を「会計管理者」に改める。

様式第33号の2中「金沢市収入役」を「金沢市会計管理者」に改め、同様式の備考中「収入役」を「会計管理者」に改める。

様式第36号中「金沢市収入役」を「金沢市会計管理者」に改める。

様式第37号（表）中「収入役」を「会計管理者」に、「金沢市収入役」を「金沢市会計管理者」に改める。

様式第41号の1中「係長」を「課員」に、「係」を「担当」に、「収入役」を「会計管理者」に改める。

様式第41号の1の2中「係長」を「課員」に、「収入役」を「会計管理者」に、「都市職員共済組合負担金」を「市町村職員共済組合負担金」に改める。

様式第41号の2中 「雇用保険料」 を 「雇用保険料
共済貯金」 に、「収入役」を「会計管理者」に改める。

様式第41号の3中

「財形貯蓄 宿日直手当 通勤手当 児童手当」 を 「共済貯金 財形貯蓄 宿日直手当 通勤手当 児童手当」 に改める。

様式第44号中 「収入役」を「会計管理者」に、「係長」を「課員」に、「係」を「担当」に改める。

様式第46号中 「収入役」を「会計管理者」に、「会計課長」を「課長」に、「係長」を「課員」に、「係」を「担当」に改める。

様式第47号から様式第50号までの規定中「金沢市収入役」を「金沢市会計管理者」に改める。

様式第51号中 「収入役」を「会計管理者」に、「係長」を「課員」に、「係」を「担当」に、「金沢市収入役」を「金沢市会計管理者」に改める。

様式第52号から様式第55号の2まで及び様式第57号中「金沢市収入役」を「金沢市会計管理者」に改める。

様式第58号中 「収入役」を「会計管理者」に、「係長」を「課員」に、「係」を「担当」に改める。

様式第59号その1(表)中「金沢市収入役」を「金沢市会計管理者」に改め、同その1(裏)中「収入役」を「会計管理者」に改め、同様式その2中「金沢市収入役」を「金沢市会計管理者」に、「雇用保険」を「雇用保険
共済貯金」に改める。

様式第60号及び様式第62号中「金沢市収入役」を「金沢市会計管理者」に改める。

様式第63号中 「収入役」を「会計管理者」に、「金沢市収入役」を「金沢市会計管理者」に改める。

様式第64号の備考第3項及び様式第65号の備考第5項中「収入役」を「会計管理者」に改める。

様式第73号中「金沢市収入役」を「金沢市会計管理者」に改める。

様式第73号の3中 「収入役」を「会計管理者」に改める。

様式第79号中 「収入役」を「会計管理者」に、「係長」を「課員」に、「係」を「担当」に改める。

様式第82号、様式第83号第2葉、様式第84号及び様式第86号中「金沢市収入役」を「金沢市会計管理者」に改める。

様式第97号の5及び様式第99号の3中「登記済書」を「登記済書又は登記完了証及び登記事項証明書」に改める。

様式第102号中 「収入役 課長 課員 係」 を削る。

様式第104号の3中 「収入役」を「会計管理者」に、「金沢市収入役」を「金沢市会計管理者」に改める。

様式第113号中 「収入役」を「会計管理者」に、「係長」を「課員」に、「係」を「担当」に、「金沢市収入役」を「金沢市会計管理者」に改める。

様式第116号中「金沢市収入役」を「金沢市会計管理者」に改める。

様式第117号、様式第119号及び様式第120号中 「収入役」を「会計管理者」に、「金沢市収入役」を「金沢市会計管理者」に改める。

様式第121号及び様式第121号の3その1中「金沢市収入役」を「金沢市会計管理者」に改める。

様式第133号中「金沢市収入役」を「金沢市会計管理者」に、「又は収入役」を「又は会計管理者」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存する改正前の様式の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

- 3 この規則の施行の際現に存する改正前の様式の書式による用紙で、市長が特に必要があると認めるものは、前項の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。
- 4 この規則の施行の日前に交付された改正前の金沢市財務規則の規定による納入通知書等は、改正後の金沢市財務規則の規定にかかわらず、なお効力を有する。

金沢市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第32号

金沢市契約規則の一部を改正する規則

金沢市契約規則（平成15年規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「金沢市請負業者等選考会」を「金沢市入札契約手続審査委員会」に改める。

第15条第2項第1号中「2,000万円」を「1,000万円」に改める。

第25条の2に次の1号を加える。

（4）医療事務に係る委託契約

第25条の3に次の1号を加える。

（8）医療事務に係る委託契約 5年

第43条第1項第2号及び第3号を次のように改める。

（2）正当な事由がなく着手すべき時期を過ぎても着手しないとき。

（3）契約の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせたとき。

第49条第2項中「100分の10」を「100分の20」に改め、同条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 契約者が第43条第1項第7号に該当し、かつ、次の各号のいずれかに該当するときは、損害賠償金として、前2項に規定する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を徴収する。

（1）第43条第1項第4号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の2第6項の規定の適用があるとき。

（2）第43条第1項第7号に規定する刑に係る確定判決において、契約者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

（3）独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を、市長に提出しているとき。

「第8章 金沢市請負業者等選考会」を「第8章 金沢市入札契約手続審査委員会」に改める。

第50条の見出しを「(金沢市入札契約手続審査委員会)」に改め、同条中「金沢市請負業者等選考会（以下「選考会）」を「金沢市入札契約手続審査委員会（以下「審査会）」に改める。

第51条（見出しを含む。）中「選考会」を「審査会」に改める。

第52条第1項中「選考会」を「審査会」に、「選考員」を「審査員」に改め、同条第2項中「助役」を「副市長」に、「選考員」を「審査員」に改め、同条第3項中「選考会」を「審査会」に改め、同条第4項及び第5項中「選考員」を「審査員」に改める。

第58条に次の1号を加える。

（5）提供された談合その他の不正行為に関する情報への対応に関すること。

第59条第1項中「3人」を「5人」に改める。

別表中「土木部長 技監」を「土木部長」に改める。

附 則

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

2 改正後の第43条及び第49条の規定は、この規則の施行の日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

金沢市公舎貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第33号

金沢市公舎貸与規則の一部を改正する規則

第1条 金沢市公舎貸与規則(昭和32年規則第9号)の一部を次のように改正する。

別表東京公舎1号の項中「25,166円」を「29,632円」に改め、同表東京公舎2号の項中「17,735円」を「21,870円」に改め、同表東京公舎3号の項中「26,247円」を「30,095円」に改め、同表東京公舎4号の項中「22,408円」を「25,370円」に改め、同表東京公舎5号の項中「10,412円」を「12,924円」に改め、同表東京公舎6号の項中「19,195円」を「23,490円」に改め、同表東京公舎7号の項中「15,030円」を「18,760円」に改め、同表金沢公舎1号の項中「37,731円」を「36,686円」に改め、同表金沢公舎2号の項中「55,227円」を「62,142円」に改め、同表金沢公舎3号の項中「54,284円」を「61,056円」に改め、同表金沢公舎4号の項中「52,348円」を「58,884円」に改め、同表金沢公舎6号の項中「金沢市富樫1丁目1番5号」を「金沢市彦三2丁目1番13号」に、「62,069円」を「16,225円」に改め、同表金沢公舎7号の項中「26,148円」を「33,196円」に改め、同表金沢公舎8号の項中「21,988円」を「23,976円」に改める。

第2条 金沢市公舎貸与規則の一部を次のように改正する。

別表金沢公舎7号の項を削り、同表金沢公舎8号の項中「金沢公舎8号」を「金沢公舎7号」に改める。

附 則

この規則中第1条の規定は平成19年4月1日から、第2条の規定は同月21日から施行する。

金沢市税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第34号

金沢市税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市税賦課徴収条例施行規則(昭和35年規則第15号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号から第4号までの規定中「市吏員」を「市職員」に改め、同条第2項中「職員」を「市職員」に改める。

第6条第1項第1号中「収入役」を「会計管理者」に改め、同条第2項中「現金取扱員(収入役事務の一部を出納員に、当該出納員の当該事務の一部を現金取扱員又は物品取扱員に委任する件(昭和39年告示第11号)により委任された現金取扱員をいう。)」を「金沢市財務規則(昭和39年規則第3号)第2条の5第1項の規定により委任された現金取扱員」に改める。

第7条第3号中「特別徴収税額の通知書」を「特別徴収税額の決定・変更通知書」に改め、「第35条の4」の次に「、法第321条の6」を加え、同条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第8号までを1号ずつ繰り上げる。

第4号様式その1第2葉、その3第3葉、その4(乙)、その5及びその6第2葉から第4葉まで並びに第5号様式その1及びその2(表)中「金沢市収入役」を「金沢市会計管理者」に改める。

第8号様式、第9号様式、第12号様式、第15号様式、第20号様式及び第21号様式中「経過する時における公定歩合」を「経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率」に、「当該公定歩合」を「当該商業手形の基準割引率」に改める。

第22号様式その1(表)及びその3(表)、第25号様式その1(表)並びに第26号様式中「金沢市収入役」を「金沢市会計管理者」に改める。

第29号様式中

資本等の金額	資本の金額 又は出資金額	
	資本積立金額	
	合 計	

を

資本金等の額	資本金の額 又は出資金の額	
	資本金等の額	

に改める。

第30号様式を次のように改める。

第30号様式 (第7条関係)
その1

年度 市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書 (特別徴収義務者用)

特別徴収税額		課税人員		非課税人員	
		人数	納付額	人数	納付額
6月分		12月分			
7月分		1月分			
8月分		2月分			
9月分		3月分			
10月分		4月分			
11月分		5月分			
(備考)					

金 沢 市
 地方税法第41条及び第321条の4 (第321条の6) 第1項並びに金沢市
 特別徴収税額条例第35条の4の規定によって、年度市民税及び県民税の
 特別徴収税額を下記のとおり決定(変更)したので通知します。
 この通知書の記載事項に不服がある場合はこの通知を受けた日の翌
 日から起算して60日以内に市長に対して異議申立てをすることができま
 す。
 また、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定の送達
 を受けた日の翌日から起算して60日以内に市長を被告として(市長が被告
 の代表者と なります。)提起することができます。
 なお、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定を送達
 後でなければ提起することもできないこととされています。①異議申
 立てがあつた日から3箇月を経過しても決定がないとき、②処分、処分
 の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要
 があるとき、③その他の決定を疑ないことにつき正当な理由があるとき
 は、決定を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

年 月 日 印
 金沢市長

指定 番号	個人 番号	市町村 コード	受給者 番号	特別徴収 税額	氏 名	(簡 要)											
						6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分
住 所						納 付 額											
住 所						要 更 月	月										

「注」記載事項は、上に同じ。

その2

年度 市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書 (納税義務者用)

所得	給与所得	退職所得	雑所得	山林所得	雑所得	課税標準	所得割額	均等割額	特別徴収税額	控除不足額	既充当額	既納付額	変更前税額	増減額	変更後税額
所得	給与所得	退職所得	雑所得	山林所得	雑所得	課税標準	所得割額	均等割額	特別徴収税額	控除不足額	既充当額	既納付額	変更前税額	増減額	変更後税額
所得	給与所得	退職所得	雑所得	山林所得	雑所得	課税標準	所得割額	均等割額	特別徴収税額	控除不足額	既充当額	既納付額	変更前税額	増減額	変更後税額

受給者番号	氏名	指定番号
住所	個人番号	

あなたの特別徴収税額を左記のとおり決定(変更)したので、地方税法第41条及び第321条の4(第321条の6)の規定に基づいて通知します。
 この通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に市長に対して異議申立てをすることができます。
 また、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。
 なお、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定を起した後でなければ提起することができないこととされていますが、①異議申立てがあった日から5箇月を経過しても決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続の執行により生ずる著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき、③その他決定を軽微いことにつき正当な理由があるときは、決定を軽微いでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

年 月 日

印

金沢市長

6月分	9月分	12月分	3月分
7月分	10月分	1月分	4月分
8月分	11月分	2月分	5月分

「注」記載事項は、上に同じ。

第31号様式を次のように改める。

第31号様式 削除

第32号様式(表)中「金沢市収入役」を「金沢市会計管理者」に、「郵便官署」を「郵便局」に改め、「金沢中央郵便局」を削る。
(〒920) 」

第34号様式中 「事業年度」 を 「事業年度又は連結事業年度」 に、「課税標準となる法人税額」 を

「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額」 に改める。

第35号様式その1第2葉(表)を次のように改める。

第2葉

(表)

納税者住所・氏名		年度	市民税 県民税	納税通知書	下記の各期別ごとの納付額を、それぞれの納期限までに金沢市指定金融機関、金沢市指定代理金融機関又は金沢市収納代理金融機関で納めてください。			年	月	日
				様	金沢市長			印		
区 分	課税標準額	千円	市民税額	円	県民税額	円	通知書番号	整理番号		
所得	総所得金額									
	山林所得金額						市民税及び県民税の合計税額 ③+④ ⑤			円
	小 計 ①						特別徴収税額及び既納付税額 ⑥			円
	短期譲渡						差引納付額 ⑤-⑥ ⑦			円
	長期譲渡						配当割額等控除不足額 ⑧			円
	株式等譲渡						⑧に係る充当額 ⑨			円
	先物取引						この納税通知書で納める税額 ⑦-⑨			円
	小 計 ①+②						各期別ごとの納付額	納 期 限		
	調整控除						第1期		円	年 月 日
	配当控除等						第2期		円	年 月 日
65歳以上特例措置						第3期		円	年 月 日	
配当割額控除額等						第4期		円	年 月 日	
計 ③						随時		円	年 月 日	
均等割 ④										

第35号様式その1第5葉から第10葉までの規定中「金沢市収入役」を「金沢市会計管理者」に改め、同様式その2第2葉(表)を次のように改める。

第 2 葉

(表)

納税者住所・氏名		年度	市民税 県民税	納税通知書	下記の各期別ごとの納付額を、それぞれの納期限までに金沢市指定金融機関、金沢市指定代理金融機関又は金沢市収納代理金融機関で納めてください。		年 月 日
				様	金沢市長	印	
区 分	課税標準額 千円	市民税額 円	県民税額 円	通知書番号	整理番号		
所得 割	総所得金額				市民税及び県民税の 合計税額 ①+②	特別徴収税額及び既納付税額	
	山林所得金額					この納税通知書で納める税額	
	短期譲渡					円	
	長期譲渡					円	
	株式等譲渡					円	
	先物取引				円		
	小 計				所得割より控除しきれなかった 配当割額控除額・株式等譲渡 所得割額控除額	円	
	配当控除等				納 付 額	納 期 限	
	定率控除額						
	65歳以上特例措置						
配当割額控除額等				随 時	年 月 日		
計 ①					円		
均 等 割 ②							

第35号様式その2第4葉中「金沢市収入役」を「金沢市会計管理者」に改め、同様式その3第2葉(表)を次のように改める。

第 2 葉

(表)

納税者住所・氏名		年度	市民税 県民税	納税通知書 (口座振替用)	下記の各期別ごとの納付額を、それぞれの納期限までに金沢市指定金融機関、金沢市指定代理金融機関又は金沢市収納代理金融機関で納めてください。		年 月 日
				様	金沢市長	印	
なお、納付額は、あなたが指定された預金口座から振替納付されます。							
区 分	課税標準額 千円	市民税額 円	県民税額 円	通知書番号	整理番号		
所得 割	総所得金額				市民税及び県民税の合計税額 ③+④ ⑤	特別徴収税額及び既納付税額 ⑥	
	山林所得金額					円	
	小 計 ①					差引納付額 ⑤-⑥ ⑦	
	短期譲渡					配当割額等控除不足額 ⑧	
	長期譲渡					⑧に係る充当額 ⑨	
	株式等譲渡				円		
	先物取引				この納税通知書で 納める税額 ⑦-⑨		
	小 計 ①+②				各期別ごとの納付額	納 期 限	
	調整控除				第1期	円	年 月 日
	配当控除等				第2期	円	年 月 日
65歳以上特例措置				第3期	円	年 月 日	
配当割額控除額等				第4期	円	年 月 日	
計 ③							
均 等 割 ④							

第39号様式その1第3葉(表)を次のように改める。

第3葉

(表)

第2葉裏の記載事項を引き続き記入すること。

第39号様式その1第4葉(表)を次のように改める。

第4葉

(表)

共 有 者 氏 名 表

整理番号		通知書番号	
連番	共有者の氏名又は名称	持分(分子)	持分(分母)

第39号様式その1第5葉から第10葉までの規定中「金沢市収入役」を「金沢市会計管理者」に改め、同様式その2第3葉(表)を次のように改める。

第3葉

(表)

第2葉裏の記載事項を引き続き記入すること。

第39号様式その2第4葉(表)を次のように改める。

第4葉

(表)

共 有 者 氏 名 表

整理番号		通知書番号	
連番	共有者の氏名又は名称	持分(分子)	
		持分(分母)	

第39号様式その3第2葉以降並びに第42号様式その1第2葉(表)及びその2(表)中「金沢市収入役」を「金沢市会計管理者」に改める。

第54号様式、第57号様式の2、第59号様式及び第62号様式中「経過する時における公定歩合」を「時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率」に、「当該公定歩合」を「当該商業手形の基準割引率」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。
- 3 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の書式による用紙で、市長が特に必要があると認めるものは、前項の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。
- 4 この規則の施行の日前に交付された改正前の金沢市税賦課徴収条例施行規則の規定による納付(納入)書及び領収証書等は、改正後の金沢市税賦課徴収条例施行規則の規定にかかわらず、なお効力を有する。

金沢美術工芸大学学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第35号

金沢美術工芸大学学則の一部を改正する規則

金沢美術工芸大学学則(昭和47年規則第32号)の一部を次のように改正する。

第5条中「美術工芸研究所」を「造形芸術総合研究所」に改める。

第6条(見出しを含む。)中「及び学生部」を削る。

第7条第2項第2号を次のように改める。

(2) 准教授

第7条第2項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 助教

第7条第3項中「美術工芸研究所」を「造形芸術総合研究所」に改め、「及び学生部」及び「それぞれ」を削り、同条第4項中「、美術工芸研究所長及び学生部長」を「及び造形芸術総合研究所長」に改める。

第8条第1項中「助教授」を「准教授」に改める。

第9条の2第2項第3号を次のように改める。

(3) 造形芸術総合研究所長

第9条の2第2項第4号を削り、同項第5号中「3人」を「4人」に改め、同号を同項第4号とし、同条第4項中「第2項第5号」を「第2項第4号」に改め、同条第5項第5号中「大綱」を「基準」に改め、同項第9号中「状況について本学が行う」を削る。

第9条の3第3項中「助教授」を「准教授」に改める。

第19条中第7号を第9号とし、同号の前に次の2号を加える。

(7) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同令附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)による大学入学資格検定に合格した者を含む。)

(8) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第56条第2項の規定により大学に入学した者であって、本学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

第19条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

第21条中「試験並びに健康診断等」を「試験等」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に在職する職員で、平成19年3月31日に助教授であったものは、同年4月1日に辞令を

もって発令された者を除き、別に辞令を用いることなく、准教授に発令されたものとする。

- 3 改正後の第8条第1項の規定の適用については、この規則の施行前における助教授としての在職は、准教授としての在職とみなす。
- 4 金沢美術工芸大学の組織及び分掌事務規則（昭和54年規則第24号）の一部を次のように改正する。
第5条第8号中「美術工芸研究所」を「造形芸術総合研究所」に改める。

金沢美術工芸大学大学院学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第36号

金沢美術工芸大学大学院学則の一部を改正する規則

金沢美術工芸大学大学院学則（昭和54年規則第25号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項を次のように改める。

大学院に次の職員を置く。

- (1) 教授
- (2) 准教授
- (3) 講師
- (4) 助教
- (5) 助手
- (6) 事務職員
- (7) 技術職員
- (8) その他必要な職員

第5条第2項中「助教授」を「准教授」に改める。

第10条第1項第2号中「第68条の2第3項」を「第68条の2第4項」に改め、同項中第7号を第10号とし、第6号を第9号とし、同号の前に次の1号を加える。

(8) 学校教育法第67条第2項の規定により他の大学の大学院に入学した者であって、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

第10条第1項中第5号を削り、第4号を第7号とし、第3号の次に次の3号を加える。

- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

附 則

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に在職する職員で、平成19年3月31日に助教授であったものは、同年4月1日に辞令をもって発令された者を除き、別に辞令を用いることなく、准教授に発令されたものとする。

金沢市における企業立地及び中小企業構造の高度化の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第37号

金沢市における企業立地及び中小企業構造の高度化の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市における企業立地及び中小企業構造の高度化の促進に関する条例施行規則（昭和58年規則第38号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成19年3月31日」を「平成20年3月31日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

金沢市中央卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第38号

金沢市中央卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市中央卸売市場業務条例施行規則（平成12年規則第21号）の一部を次のように改正する。

別表第2 関連事業者市場使用料の項を次のように改める。

関連事業者市場使用料	関連事業売場面積1平方メートルにつき
	関連事業者売場A棟1階 1,365円
	関連事業者売場A棟2階 682円50銭
	関連事業者売場B棟1階 1,365円
	関連事業者売場B棟2階 682円50銭
	（2階のみ利用可能な構造である場合 1,155円）
	関連事業者売場C棟1階 1,575円
	関連事業者売場C棟2階 787円50銭
	金融機関店舗 1,365円

別表第2 冷蔵庫使用料の項中「1,975,050円」を「2,019,150円」に改め、同表クリーンセンター使用料の項中「840,000円」を「1,050,000円」に改める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

平成19年(2007年)3月30日 印刷

発行人

金 沢 市

平成19年(2007年)3月30日 発行

発行所

金 沢 市 役 所

定価 120円

印刷所 石川県金沢市黒田1丁目65番地

カネモト印刷(株)